公的年金からの町県民税の特別徴収について

　公的年金を受給されている方の納税の際の負担軽減と市町村における事務の効率化を図るため、公的年金等にかかる町県民税額について、平成21年度から自分で納付する普通徴収（納付書にて納付）から、公的年金が支給される際に差し引いて納める特別徴収（年金天引にて納付）に変更されました。

　65歳以上の方は原則として、公的年金からの町県民税の特別徴収対象者となります。対象となる方には、毎年6月に、特別徴収される年金の種類や対象となる税額を記載した「税額決定通知書」等によりお知らせします。

　なお、公的年金から特別徴収されない税額がある方については、普通徴収として従来どおり納付書にて納付することになります。

　また、平成25年度の税制改正により、年間の徴収税額の平準化を図るため、特別徴収の2年目以降の方の仮特別徴収税額（4月、6月、8月）を、前年度の特別徴収税額（年税額）の2分の1に相当する額とすることとなりました。この制度は平成28年10月以後に支給される特別徴収から適用されます。この改正による年税額の増減はありません。

公的年金から特別徴収される方

　　前年中に公的年金の支給を受けていた方で、課税年度の初日（4月1日）時点で、老齢基礎年金などの公的年金の支給を受けている65歳以上の方が対象になります。

　ただし、以下のいずれかに該当する方は、従来どおり納付書により納付していただきます。

　　　・町県民税の賦課期日（1月1日）以降に町外へ転出された方

　　　・当町の介護保険料が公的年金から特別徴収されていない方

　　　・特別徴収される公的年金の年間給付額が18万円未満の方

　　　・特別徴収される町県民税額が公的年金から引ききれない方

　　　・その他特別徴収の方法によることが著しく困難であると認められる方

　公的年金から町県民税が特別徴収されている方が、年度の途中で以下のいずれかに該当することとなった場合は、特別徴収を停止し、特別徴収されないこととなった残りの税額については、普通徴収（納付書にて納付）にて納付することになります。

　　１．上記の理由等により特別徴収対象者の要件に該当しないこととなった場合

　　２．課税内容の変更により、公的年金から特別徴収すべき税額が変更となる場合

公的年金から特別徴収される税額

　　公的年金等にかかる所得の合計から算出された町県民税の所得割額および均等割額になります。

　　給与や農業等の公的年金以外の所得がある場合は、公的年金からの特別徴収ではなく、下表のとおり納付することとなります。

|  |  |
| --- | --- |
| 給与所得から計算した町県民税額 | 給与からの特別徴収 |
| 年金所得から計算した町県民税額 | 65歳未満の方は、給与からの特別徴収又は普通徴収65歳以上の方は、公的年金からの特別徴収 |
| その他の所得から計算した町県民税額 | 給与からの特別徴収又は普通徴収 |

町県民税が特別徴収される公的年金

　　町県民税の特別徴収は、当町の介護保険料が特別徴収されている老齢等年金（遺族年金、障害年金は除きます。）から行われます。

老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等の複数の公的年金を受給されている方の場合、支給額の多少にかかわらず、優先順位が一番高い老齢等年金から特別徴収されます。

新たに65歳に到達された方の公的年金受給者の特別徴収について

新たに65歳に到達される方（4月1日時点で65歳到達）の場合、特別徴収の開始は、同年の10月支給分の年金からとなります。そのため、年税額の2分の1相当を同年6月及び8月に普通徴収にて納付し、残り年税額の2分の1相当を、10月支給以降の年金から特別徴収にて納付します。

前年度から特別徴収が継続していない方も、同様の納付方法となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 普通徴収（前半） | 特別徴収（後半） |
| 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 税額 | 年税額の1/4 | 年税額の1/4 | 年税額の1/6 | 年税額の1/6 | 年税額の1/6 |

＊普通徴収については、年税額の2分の1相当額を分割した金額に1,000円未満の端数がある場合、特別徴収については、年税額の2分の1相当額を分割した金額に100円未満の端数がある場合、端数の金額は、それぞれ分割した中で最も早い納期の額に合算されます。

前年度から特別徴収が継続している方

　**≪平成27年度まで≫**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 仮徴収（前半） | 本徴収（後半） |
| 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 税額 | 前年度分の本徴収額の1/3ずつ（前年度の2月分と同じ額とする） | 年税額から仮徴収額を差引後の1/3ずつ |

　**≪平成28年度から≫**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 仮徴収（前半） | 本徴収（後半） |
| 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 税額 | **前年度分の年税額の1/6ずつ** | 年税額から仮徴収額を差引後の1/3ずつ |

仮徴収が年税額を上回る場合

　当該年度の町県民税の年税額は、毎年6月中旬に決定します。仮徴収の合計額が、当該年度の町県民税の年税額より多くなる場合には、公的年金からの特別徴収を停止し、納め過ぎとなった部分については、別途、還付いたします。